



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

1 はじめに

1.1 策定の背景

改正水道法（平成30年公布）により、法の目的が「水道の計画的な整備」から「水道の基盤強化」に改められるとともに、都道府県の責務として水道事業者および水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）間の広域連携の推進に努めることが規定された。

総務省および厚生労働省からの要請も踏まえ、県内水道事業に係る広域化推進の方向性と、これに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュールについて定める「滋賀県水道広域化推進プラン（以下「プラン」という。）」を策定する。

1.2 県内水道の基本目標

県内水道事業の基本構想である県水道ビジョン（以下「ビジョン」という。）において「安全」「強靱」「持続」の3つを基本目標として掲げている。

1.3 策定の趣旨

ビジョンで定める取組項目の1つに広域化に関する項目を掲げ、「計画期間内に広域化にかかる一定の方向性とそのロードマップについて水道事業者等間で合意すること」としている。プランにおいてその具体的な内容について定めるものとする。

1.4 計画期間

令和5年度から令和14年度までの10年間

1.5 水道広域化の経緯

- 平成28年度に「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会（以下「協議会」という。）」、平成29年度には「水道事業の将来見通しに関する研究会（以下「研究会」という。）」を設置し、水道事業の広域連携の推進について意見交換を進めてきた。
- 令和元年度はEBPMモデル研究事業を活用した基礎情報の収集、令和2年度には現状分析、将来見通しおよび広域化シミュレーションに係る調査・研究を実施した。

1.6 県内水道の概況

項目	概況（令和2年度 統計値）
水道事業者等数	20水道事業者等（企業庁含む） ※うち2水道事業者が一部事務組合（長浜水道企業団、愛知郡広域行政組合）
水道事業数	上水道事業※1 22事業、簡易水道事業※2 8事業、水道用水供給事業※3 1事業
水道普及率	99.7%（全国 98.1%）
水源別の年間取水量	湖水 132,981千m ³ （68.4%）、深井戸 29,432千m ³ （15.1%）、浅井戸 19,639千m ³ （10.1%）、その他（表流水等） 12,421千m ³ （6.4%）
水道種別別の年間取水量	上水道事業 182,464千m ³ （93.8%）、簡易水道事業 2,560千m ³ （1.3%）、専用水道 9,448千m ³ （4.9%）

※1 計画給水人口が5,000人を超える水道事業
 ※2 計画給水人口が100人を超え5,000人以下である水道事業
 ※3 水道事業に対して水道水を供給する事業

3 広域化シミュレーションと効果

3.1 水道施設の施設統廃合に関するシミュレーション結果

効果と実現性が高い施設統廃合案を研究会および協議会で選定し、費用削減効果のシミュレーションを実施した。

- 建設費用削減効果は約143億円/50年間の見込み。
- 維持管理経費削減効果は約52億円/50年間の見込み。

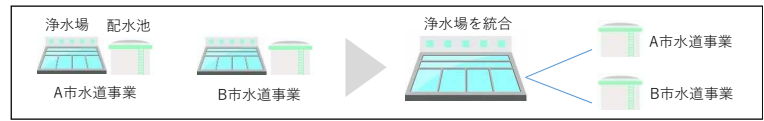


図 施設統廃合のイメージ（浄水場統合の例）

3.2 経営統合シミュレーションの結果

一定条件のもと、19の経営統合パターンについてシミュレーションを行い、令和50年度の供給単価を試算し、単独経営時と比較することで各経営統合パターンの効果を求めた。

- 令和50年度の供給単価は単独経営・経営統合ともに現在よりも上昇した。
- 経営統合のうち、料金統一をする事業統合※4の場合、一部水道事業者等においては単独経営時と比較し供給単価が上昇した。
- 経営統合のうち料金統一をしない経営の一体化※5の場合、全事業者において単独経営時と比較して供給単価の上昇を抑えられた。また、全県で統合するパターンの供給単価が最も安価となった。

※4 複数の水道事業が認可上で事業を1つに統合する方法で、統一した水道料金にて同一会計で経営される
 ※5 同一の経営主体が複数の水道事業を経営する方法であり、事業ごとに個別料金が設定される（市町ごとのセグメント会計を想定）

2 県内水道の現状と将来見通し

2.1 現状と将来見通し

① 水需要

令和50年度において平成30年度と比較して、有収水量（料金徴収対象水量）は約30%減少、給水収益は、料金改定を行わない場合、約86億円（約30%）減収する見込み。

③ 経営見通し

給水原価は令和50年度において平成30年度と比較し県全体で約80%増加する見込み。また、料金改定を行わない場合、令和29年度までに全20水道事業者等において会計上の純損失が発生する見込み。

② 水道施設の更新需要

令和元年度から令和50年度までの年平均更新需要は約222億円となり、平成30年度（約110億円）と比較し2倍程度に増加する見込み。

④ 職員の状況

職員数は平成10年度と比較し平成30年度において約30%減少し、職種ごとの年齢別職員数においては水道技術職員の高齢化が進んでいる状況。

2.2 水道事業の課題整理と広域化の効果

「2.1現状と将来見通し」を踏まえて本県において今後見込まれる課題と、個々の水道事業者等の枠を超えた多様なスケールメリットを得る広域化手法による各課題の改善効果を下記に示す。

水道事業の課題と広域化の効果	
1	【課題】 料金収入の減少および更新需要の増大による財政収支の悪化 【効果】 経営の合理化による経営基盤強化（財政収支改善） （ア）ハード面（施設配置の最適化による経費削減） （イ）ソフト面（システムの共同利用等によるスケールメリット）
2	【課題】 水道技術の継承および人材の不足 【効果】 人材の強化による組織力の向上（人材育成/技術継承/技術力強化）
3	【課題】 危機対応力の低下 【効果】 応急復旧資機材等の共有や統制された指揮系統の構築などによる危機対応力（事故災害対応力）の強化（例、広域的支援体制構築、緊急時連絡網の活用等）
4	【その他効果】 広域化による一般的な効果として、各種サービスによる利用者の利便性の向上や施設統廃合等による電力使用量等削減の可能性

2.3 現状における広域連携の取組

滋賀県水道技術支援チームによる支援、資機材保有状況共有サイトや水道事故等情報共有サイトの活用、講演会・研修等の開催、上水道工事材料等単価特別調査の共同発注※、経理事務担当者会議の開催、会計システム共同化※ ※希望する県内水道事業者等が参加

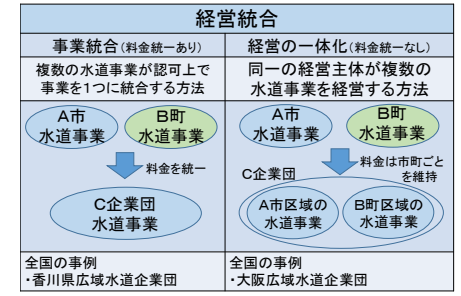


図 経営統合の類型



すべての人々の水と衛生の
利用可能性と持続可能な
管理を確保する。



強靱（レジリエント）なインフラ構築、
包摂的かつ持続可能な産業化の
推進及びイノベーションの推進を図る。

4 今後の広域化に向けた推進方針

4.1 県内水道が目指すべき姿

誰一人取り残さない持続可能な水道事業を今後も維持していくために、**将来的な全県1水道を目指し**、県内水道事業の広域化を発展的かつ段階的に進める。
全県1水道の在り方については、全ての水道事業者等が供給単価低減のメリットを享受できる、**料金統一を行わない「経営の一体化」手法**が望ましいと考える。

プラン期間の広域化推進方針

- 水道事業の基盤強化のため、広域化の協議、検討を継続して行う。
- 「ゆるやかな広域連携」*6をさらに推進し、水道事業者等のヒト・技術・資産・情報の連携を強化し、水道事業組織の運営を強化する。
- 将来の経営統合等に向けてモデル事業等*7における取組を推進する。
- 実効性のある広域化施策を実施するために、滋賀県水道基盤強化計画の策定を目指す。

*6 事務の広域的処理や災害協定など幅広い観点から広域連携を進めていくものであり、現在、本県では業務委託共同発注や資機材情報共有等を実施している。
*7 将来の経営統合等に向けてプラン期間中に先行して取組内容をまとめるモデル事業や水道事業者が自主的に先行して取組を進める事業等

4.2 プラン期間での取組内容

「4.1プラン期間の広域化推進方針」にもとづき下記（1）～（3）の検討・取組を行う。

（1）ゆるやかな広域連携の推進

取組の柱	内容	主な検討・取組内容
① 経営基盤強化	1 システムの共同化 個々の水道事業者等で使用している会計や工事積算等のシステムを複数水道事業者等により共同化することにより、個別開発していたシステム設計費用や運用経費等のコスト削減を図る。	・会計システムの共同化 ・積算システムの共同化 ・水道情報活用システムの検討（DX関連）
	2 共同購入 水道事業者等にて個別発注を行っている水道メーター、薬品、資機材等について、複数水道事業者等によって共同購入を行うことによりスケールメリットを活用した調達コストの低減および事務の効率化を図る。	・水道メーター、薬品および資機材等の共同購入
	3 施設共同利用 浄水場や配水池などを各水道事業者等にて個々に整備・運用しているが、複数の水道事業者等により共同利用することにより効率的な施設投資や運用が見込まれる施設の調査研究を実施する。	・効果が見込まれる施設の選定や施設調査の実施
② 人材育成／技術継承／技術力強化	1 水道技術職員の魅力発信と人材確保 水道事業者等として必要な職員を確保するために、広域的に水道技術職員の魅力発信や採用活動に取り組む。また、女性にとっても男性にとっても働きやすい職場となるよう魅力発信を行う。	・水道技術職員の魅力発信ツールの作成 ・水道広報資料の共有 ・合同就職説明
	2 人材育成の共同化 積極的な人材育成や技術継承に取り組んでいくため、新たなテーマも含めて共同職員研修の拡大等に取り組む。	・新規研修テーマの選定および実施 ・マニュアルの共同化
	3 給水装置工事事業者の審査の共同化 工事事業者の認定のための審査を共同化することにより、各水道事業者等で行われている事務の効率化を図る。	・指定給水装置工事事業者の審査の共同化
③ 事故災害対応力強化	1 事故時復旧資機材の共同化 自然災害や水道事故などの万が一の事態に備えて復旧活動に必要な工事資材、応急給水活動のための給水車および給水ボックスといった資機材を共同保有することにより災害対応力の強化を図る。	・事故時復旧資機材の共同保有
	2 災害時の応援協定 広域的な支援体制を構築するため、水道事業者等間における応援協定の締結を推進するとともに、協定運用マニュアルの作成や訓練を実施する。	・協定内容の検討および協定の締結 ・運用マニュアルの作成、訓練実施
	3 水道事故等における水道事業者等による連携の強化 県水道協会の運用する水道事故等情報共有サイトを活用し、事故時等における水道事業者等間の情報共有を図っているが、更なる利用の定着化やサイトのユーザービリティ向上を図り、水道事業者等間連携を強化することで事故対応の迅速化を図る。	・事故情報共有サイトを活用した訓練 ・サイトの改修等

（2）将来の経営統合等に向けたモデル事業等における取組の推進

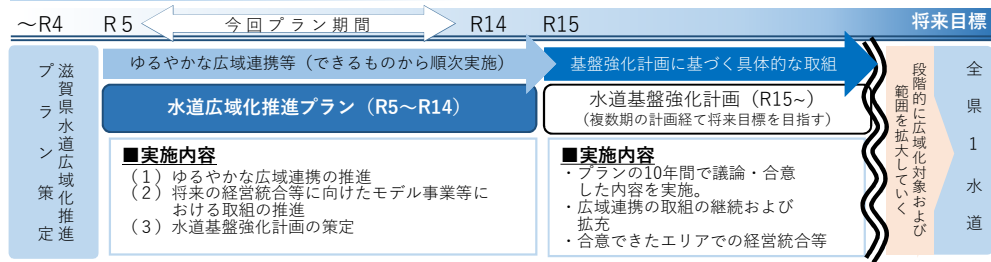
ゆるやかな広域連携を進めつつ、将来の経営統合等に向けたモデル事業等を軸として、水道基盤強化計画*8に記載する内容をまとめていく。モデル事業等に対しては、県が国庫補助事業の活用も含めて積極的な支援を行いながら、水道事業者等と県が連携・分担しながら取組を進める。

*8 水道事業者等の広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、広域連携等を行うにあたり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める法定計画（水道法第5条の3）

（3）水道基盤強化計画の策定

広域化のための具体的な取組計画を記載する水道基盤強化計画を、プラン期間における議論を踏まえ、水道事業者等との同意の上策定する。

広域化の推進スキーム



4.3 取組計画

（1）プラン期間中の取組計画

プラン期間の中間年度（令和10年度）にはプランの中間レビューを行い、各取組内容の進捗状況や目標の達成状況を評価する。また、進捗状況に応じて逐次見直しを実施する。

計画期間	令和5年	令和10年度（中間年度）	令和14年
① ゆるやかな広域連携の推進	取組項目の実施検討	効果が見込めるものについて順次導入実施	
② 将来の経営統合等に向けたモデル事業等における取組の推進	検討・選定	モデル地域等における調査・研究	調査、研究に基づく取組内容の具体化
③ 水道基盤強化計画の策定			上記の検討内容をもとに水道基盤強化計画の策定作業を実施

（2）広域化を目指す上での論点

大項目	小項目
組織体制	組織形態とガバナンス（意思決定方法等）
	上下水道を一体で運営する市町における組織の在り方
水道事業者等間調整	各水道事業者等の負担割合
	水道料金の統一の可否と料金設定の妥当性
水源	水源を切り替えた場合の影響
	施設統廃合に伴う災害時や渇水時等の水源リスクマネジメント
その他	水道事業者等ごとの経営状況や保有資産の状況

4.4 推進体制

推進体制

- ・既存の協議会、研究会に加えて個別検討部会を構築
- ・専門家への意見聴取の場や首長による協議の場等の設置を検討

県の役割

- ・推進体制の事務局を担い、広域化の議論をリードしながら水道事業者等の取組を支援
- ・庁内関係部局、関係団体との連携

水道事業者等の役割

- ・協議会等への参画、広域化に関する議論や取組の実施
- ・モデル事業者等は、県とともに経営統合等に向けた取組を推進